

ゴールデンウィークのごみ収集・持ち込み

	4/28	29	30	5/1	2	3	4	5
ごみステーションの収集	○	○	○	×	×	○	○	○
持ち込み 受け付け	クリーンセンター	○	×	○	×	×	×	×
埋立センター								

※受け付け時間は9時～12時、13時～16時。持ち込み手数料は、10kgにつき160円。

クリーンセンターの
受け付け時間延長日

4月22日(木) 19時まで延長

※通常は月末の最終木曜日が延長日です。



ペットボトルキャップは、
外して、容器包装プラス
チックごみへ

宅内配管および単独処理浄化槽撤去費補助金

対象	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する工事を行う人
補助対象地域	公共下水道の事業計画区域、大型合併処理浄化槽の処理区域を除く市内全域
補助限度額	▷宅内配管…30万円、▷単独処理浄化槽撤去…9万円

※工事施工内容に条件があります。詳しくは、環境整備課に問い合わせてください。

法定検査は2種類

毎年1回の定期検査

浄化槽の浄化機能が十分に発揮されているか確認するため、毎年1回、県知事指定検査機関の検査を必ず受けてください。

検査項目

- ▷ポンプの稼動状況、悪臭の発生状況、蚊・ハエなどの発生状況、消毒の実施状況などの確認
- ▷放流水の水質検査などにより、浄化槽が正常に働いているかを検査
- ▷保守点検・清掃の記録などのチェック

使用開始後の検査

浄化槽を新設・変更したときは、設置工事が正しく行われているかなどの検査を受ける必要があります。

使用開始後3か月が経過した日から5か月以内に、県知事指定検査機関の検査を受けてください。

申し込み方法

「浄化槽設置届」提出時に検査の依頼書を添付してください。

浄化槽は、定期的な保守点検・清掃の他、法定検査を受けることが法律で義務付けられています。適正な維持・管理を行わなければ、放流水の水質悪化や悪臭の発生などで、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

浄化槽を廃止したときには、届け出が必要です

浄化槽使用廃止届出書

浄化槽管理者に変更がある場合に提出が必要です

浄化槽管理者変更報告書

検査は、次の県知事指定検査機関が行います

- | | |
|---|---|
| ▷ガイドライン検査…5年に1回
(公社)広島県環境保全センター
(☎082-849-6411) | ▷効率化検査…5年に4回
(公社)広島県浄化槽協会
(☎082-569-5540) |
|---|---|

※令和3年度は、効率化検査の年です。

届出用紙は、環境整備課にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。



浄化槽の法定検査は、受検する義務があります！

問い合わせ先 環境整備課（本山工業団地内・☎43-9222）